

山梨県公報

第二千二百二十八号

平成二十四年

五月十七日

木曜日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

山梨県告示第百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横内正明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡山中湖村(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横内正明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡山中湖村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。

目次

手数料の収納事務の委託	二八七
保安林の指定施業要件の変更予定(二件)	二八七
保安林の指定の解除の予定	二八八
道路の供用開始	二八八
道路の区域変更(三件)	二八八
公告	
随意契約の相手方の決定について	二八九
換地処分の実施	二八九
土地改良区役員の退任及び就任(五件)	二八九
公共測量の実施	二九五
教育委員会	
児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令	二九五

告示

山梨県告示第百八十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横内正明

- 委託の相手方
東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号 社会福祉法人日本保育協会
- 委託に係る手数料
保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料
- 委託の期間

山中湖村（次の図に示す部分に限る。）

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに、植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横内正明

- 解除に係る保安林の所在場所
南都留郡山中湖村山中字大池一四八九の四、一四九四の二
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

山梨県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年六月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府市葦崎線	甲府市千塚一丁目一四四番の三		九七・〇	平成二十四

地先から 甲府市千塚一丁目二七九七番の 一 地先まで	年五月十七 日
-------------------------------------	------------

山梨県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年六月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 島上条宮久保絵見堂線
- 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
葦崎市穂坂町大字三之蔵字宮下三三三二番 の一地先から 葦崎市穂坂町大字三之蔵字宮下三三三三番 の一地先まで		九・〇	一〇・七		二四・一
			一三・四		

山梨県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年六月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 一四一号
- 道路の区域

区 間	敷地の幅員		延 長 (メートル)
	旧 の別	新	
山梨県富士川町鯉沢字角久保六九七四番の一地先から 南巨摩郡富士川町鯉沢字西村六九七三番の 一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	九・三丁 一三・二	九・四丁 三五・九	
	一六八・五	一六八・五	

山梨県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年六月七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 十谷鬼島線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員		延 長 (メートル)
	旧 の別	新	
南巨摩郡富士川町鯉沢字角久保六九七四番の一地先から 南巨摩郡富士川町鯉沢字西村六九七三番の 一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	一九・九丁 四二・二	一九・九丁 七三・三	
	三九・〇	三九・〇	

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

である。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
財務会計システム維持管理業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画県民部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十四年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 契約金額
三千百九十八万三千元
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域整備事業（八ヶ岳東部地区小池工区）の換地処分を平成二十四年三月二十八日実施した。
平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、朝穂堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	長 田 史	北杜市明野町浅尾新田四〇八二	平成二十四年三月三十一日

二 就 任	役職名	同	同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	氏名	小林 徹	福田 国夫	三浦 義道	岡田 邦男	横森 宏尹	赤沼 照美	横森 弘文	曾雌 富夫	五味 政廣	清水 昌富	長田 以徳	入戸野和義	平賀 武秀	清水 政治	
	住 所	韮崎市穂坂町宮久保二三九	同 上手八六三五	北杜市明野町浅尾五九五	同 三ツ澤二八二六	三 同 三ツ澤一八二五	一 同 宮久保六〇五〇	一 同 宮久保四一三五	一 同 韮崎市穂坂町三之蔵五〇八八	同 上手九八五四	同 浅尾二二三六	同 浅尾新田一五三九	北杜市明野町浅尾七六五	同 同	同 同	同 同
	就任年月日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、野牛島土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

同	同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理 事
向山 公功	清水 重隆	篠原 一	廣瀬 理紹	中根 義明	横内 守夫	名取 征一	曾雌 富夫	大柴 久	長田 富丈	小林 芳弘	入戸野一郎	平賀 武秀	清水 政治	鈴木 正公		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

平成二十四年五月十七日

山梨県知事

横内 正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	藤巻 清	南アルプス市野牛島二二四	平成二十四年四月五日
同	金丸 實	野牛島四一 一	同
同	古屋 栄次	野牛島二〇七九	同
同	清水 利久	野牛島一八六〇	同
同	大芝 邦博	野牛島二〇七二	同
同	中島 武彦	野牛島二〇四五	同
同	中島 宏人	野牛島二〇五九	同
同	中島 憲朗	野牛島一九八八	同
同	中島 直行	野牛島一九五四	同
同	中島 光男	野牛島二八九八	同
同	藤巻 正	野牛島二八八二 二五	同
同	中島 仁	野牛島二三八四	同
同	小澤 一三	上高砂二一五一	同
同	小沢 美雄	上高砂一〇四四	同
同	斉藤 哲郎	上高砂九一五一	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	藤巻 宏憲	南アルプス市野牛島一八三六	平成二十四年四月六日
同	藤巻 清文	野牛島二〇八二	同
同	中島 寛光	野牛島二〇三六	同
同	中島 忠彦	野牛島一九六五	同
同	中島 富夫	野牛島一八九九	同
同	斎藤 博	野牛島二二一八	同
同	大芝 利彦	野牛島二〇七〇	同
同	中島 俊男	野牛島二六一〇	同
同	望月 洋暢	野牛島二〇四四	同
同	中島 正秀	野牛島一九九一	同
同	中島 勉	野牛島一九四二	同
同	中島 仁	野牛島一八九二	同

監事	氏名	住 所	就任年月日
同	清水 俊郎	六科一五五九	同
同	中込 量	野牛島二二五〇	同
同	中島 元男	野牛島一九七四	同
同	大柴 政則	野牛島二〇三四	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
齋藤 寛樹	清水 豊	清水 文夫	清水 俊郎	藤巻 清	金丸 實	清水 利久	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上高砂二〇八一	上高砂一八一四	上高砂一〇二二	六科一五五九	野牛島二二四	野牛島四一	野牛島一八六〇	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十四年五月十七日

一 退任

山梨県知事 横内 正 明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	伊藤 宏	南アルプス市有野九八三	平成二十四年三月三十一日
同	東条利喜雄	飯野新田一三九六	同
同	市川 善英	築山八五	同
同	野呂 正彦	飯野新田三六五	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
同	同	同	同

理事	清水 正基	南アルプス市有野二八九六	平成二十四年四月一日
同	森谷 修	飯野新田八九〇	同
同	飯田 裕彦	築山二〇五	同
同	桜本 安善	有野三二三	同
同	米山 忠直	飯野新田七二八	同
同	佐々木公夫	築山二二七	同
同	芦沢 清彦	有野六六八	同
同	浅利 覚	飯野新田一〇四〇	同
同	川崎 光規	飯野新田四〇一	同
同	伊藤 宏	有野九八三	同
同	東条利喜雄	飯野新田一三九六	同
同	市川 善英	築山八五	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十四年五月十七日

一 退任

山梨県知事 横内 正 明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中込 博文	南アルプス市西野二六三二	平成二十四年四月十八日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
塩沢隆紀	齊藤秀明	小池正夫	長澤眞儀	内藤貴夫	野田正盛	中沢宏伍	久保田松幸	内田誠	米山哲郎	加賀爪萬治	小池通義	横内公明	雨宮進	野田正資	功刀孝雄	河西進一		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
湯沢三三	鏡中條一〇〇八	十日市場二〇二三	桃園五〇九	曲輪田二八六五	吉田一三六一	飯野一七四八	上今諏訪一三三三	下今諏訪四九五	南アルプス市曲輪田新田五七八	南アルプス市清哲町青木一四一四	南アルプス市西野一七七	南アルプス市本町一	山梨市市川一八〇二	南アルプス市戸野五	上今井三一九	有野七八九		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	中込博文	南アルプス市西野二六三二	平成二十四年四月十九日
	河西進一	有野七八九	同
	功刀孝雄	上今井三一九	同
	野田正資	南アルプス市戸野五	同
	雨宮進	山梨市市川一八〇二	同
	横内公明	南アルプス市西野一七七	同
	小池通義	南アルプス市西野一七七	同
	深澤利夫	百々三〇三三一	同
	川手英司	飯野二五七六	同
	矢崎六彦	南アルプス市旭町上條北割二九五三	同
	内田誠	南アルプス市下今諏訪四九五	同
	齊藤公夫	野牛島二二一五	同
	藤巻清	野牛島二二四	同
	内藤充	南アルプス市神山町鍋山一六九五	同
	小林孝夫	南アルプス市飯野三二〇八	同
	金丸隼人	曲輪田二〇八三	同
	監事		
	同		
	同		
	同		
	同		

同	久保田松幸	同	上今諏訪一三三三	同
同	中沢宏伍	同	飯野一七四八	同
同	野田正盛	同	吉田一三六一	同
同	内藤貴夫	同	曲輪田二八六五	同
同	長澤眞儀	同	桃園五〇九	同
同	小池正夫	同	十日市場二〇二三	同
同	齊藤秀明	同	鏡中條一〇〇八	同
同	塩沢隆紀	同	湯沢三三	同
同	藤巻宏憲	同	野牛島一八三六	同
監事	雨宮高	同	葦崎市清哲町青木一八九〇	同
同	小林孝夫	同	南アルプス市飯野三二〇八	同
同	金丸隼人	同	曲輪田二〇八三	同

● 土地改良区役員の変更及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島
 壇土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	野田正資	葦崎市円野町入戸野五	平成二十四年三月三十一日

同	小澤かなめ	同	清哲町折居八九七	同
同	加賀爪萬治	同	青木一四二四	同
同	石原佑一	同	神山町北宮地一〇四三	同
同	工藤良一	同	鍋山二四五五	同
同	山本武	同	旭町上條北割六一九一	同
同	矢崎六彦	同	上條北割二九五三	同
同	矢崎好房	同	上條中割一九一三	同
同	堀内等	同	上條南割三〇二〇	同
同	東條正吾	同	大草町下條西割五七七	同
同	戸沢忠	同	南アルプス市六科一四四〇	同
同	清水峯男	同	百々五八七一	同
同	清水全	同	百々二四四二	同
同	名執秋春	同	飯野一九三〇	同
同	川手敬二	同	飯野二〇九九	同
同	中込靖雄	同	在家塚五九二	同
同	米山哲郎	同	曲輪田新田五七八	同
同	内藤充	同	葦崎市神山町鍋山一六九五	同
監事				

二 就 任												
役職名	氏名	住 所	就 任 年 月 日									
同	秋山 欣造	同 旭町上條中割二二八三	同									
同	中澤 一博	南アルプス市飯野一〇四四	同									
同	桜本 英人	同 有野一七〇	同									
理事	野田 正資	斐崎市円野町入戸野五	平成二十四年四月一日									
同	田辺 市三	同 清哲町青木一八四二	同									
同	笹本 武光	同 水上二七三	同									
同	功刀 福幸	同 神山町武田二〇四	同									
同	功刀 修	同 鍋山二〇五八	同									
同	山本 武	同 旭町上條北割六一九一	同									
同	矢崎 六彦	同 上條北割二九五三	同									
同	久保田弘一	同 上條中割二二〇七	同									
同	湯舟 勝	同 上條南割三〇七五	同									
同	中込 一郎	同 大草町下條中割五七四	同									
同	笹本 邦哉	同 南アルプス市六科一三一九	同									
同	清水 久司	同 百々三一一六	同									
同	深澤 利夫	同 百々三〇三三一	同									

同	川手 英司	同 飯野二五七六	同
同	飯野 邦夫	同 飯野三八九二	同
同	田中 建夫	同 在家塚一二三三	同
同	東條利喜雄	同 飯野新田一三九六	同
同	伊藤 宏	同 有野九八三	同
監事	雨宮 高	同 斐崎市清哲町青木一八九〇一	同
同	小野 弘文	同 旭町上條北割二二八四	同
同	中込 功	同 南アルプス市在家塚一二七六	同
同	米山 哲郎	同 曲輪田新田五七八	同

● 公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
 第一項の規定により、平成二十四年五月二日付けで東京都水道局水源管理事務所長から
 次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
 平成二十四年五月十七日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 作業種類 数値撮影（デジタル）及び写真地図作成（デジタルオルソ）
 - 二 作業期間 平成二十四年四月二十日から平成二十四年九月十二日まで
 - 三 作業地域 北都留郡丹波山村、小菅村（一部）及び甲州市（一部）

教育委員会

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般
 教 育 事 務 所

埋蔵文化財センター
県立図書館
県立美術館
県立博物館
県立考古博物館
県立文学館
県総合教育センター
県立学校

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年五月十七日

山梨県教育委員会

教育長 瀧 田 武 彦

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中、「県立図書館副館長」を「県立図書館次長」に、「次号及び第四条において」を「以下」に改め、「第七条第一項」の下に「（法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三条」を「次条」に改め、「第九条第一項」の下に「（法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条中「児童手当認定請求書又は児童手当額改定認定請求書」を「児童手当・特例給付認定請求書又は児童手当・特例給付額改定認定請求書」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。